

先進医療の新規届出技術について
(届出状況/3月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はBへの振り分け結果	受理日 ※3
063	微小肺病変に対する切除支援気管支鏡下肺マーキング法	微小肺病変	別紙1-1	別紙1-2	(1)インジコカルミンを使用の場合、1万6千円(使用するマイクロコイルの2個目以上は研究費で負担するため、患者負担は「1万6千円」) (2-1)マイクロコイルを1個用いる場合、10万5千円 (2-2)マイクロコイルを2個用いる場合、11万7千円 (2-3)マイクロコイルを3個用いる場合、13万円 ((2-1~2-3)は、使用するマイクロコイルの2個目以上は研究費で負担するため、患者負担は「10万5千円」) (3-1)インジコカルミンとマイクロコイル(1個)を用いる場合、10万6千円 (3-2)インジコカルミンとマイクロコイル(2個)を用いる場合、11万8千円 (3-3)インジコカルミンとマイクロコイル(3個)を用いる場合、13万円 ((3-1~3-3)は、使用するマイクロコイルの2個目以上は研究費で負担するため、患者負担は「10万6千円」)	95万3千円	41万円	先進医療B	H28.3.14

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。